望ましい「公務員の福業」ガイドライン（第１版）

１　ガイドライン提案のねらい

　　　　地域の人口が減少し、地域活動への担い手不足が恒常化する中、公務員がこれまでの経験を活かしながら、または、新たな知識を得ながら、地域の一員として地域活動に励み、住民との協働による地域づくりや活動を通じて得られる住民の視点を自治体施策に活かせるようになる「地域に飛び出す公務員の活動」は、これからの地域づくりにとって大切である。

　　　　しかし、公益目的で正当な対価としての報酬を得て行う活動であっても、一種の「副業」と捉えられ、営利企業等への従事制限に抵触するおそれから、許可されない場合も少なくない。

　　　　そこで、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合は、地域に飛び出し、地域の一員として活動に取り組む公務員を増やすため、営利企業等への従事の許可基準による線引きを示すだけでなく、これらの活動を「福業」と称し、その望ましいかたちについて提案するものである。

　　　　「福業」のねらいは副収入ではなく、働き方改革も踏まえ、「福業」から学んだことが本業の意識向上につながると考えることによるものである。

２　ガイドラインの方向性

　　　　このガイドラインは、「地域に飛び出す公務員」が活動に取り組みやすくするための環境を整えるために示すものであり、このガイドラインを参考にして、趣旨に賛同する自治体がそれぞれのガイドラインを定めることを妨げるものではない。

　　　　このガイドラインは、今後も、「地域に飛び出す公務員」や地域の声に耳を傾けながら見直すことを前提としており、必要に応じて改正していく。

３　望ましい「公務員の福業」とは

（１）　時間外の活動であること

　　・本務は勤務時間内に効率よく行い、時間外に行うのが「福業」。もちろん、休暇を取得しての活動も含む。また、長時間労働にならないよう、勤務時間に影響を及ぼすことのないように、自己管理も必要。

　　・自治体は、「福業」を促進するため、「福業」のための休暇制度を充実していくことも必要。

（２）　活動目的が非営利であること

　　　・非営利目的の活動が「福業」。非営利とは利益を上げないことではない。構成員の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員で分配するのではなく、団体の次の活動の資金に充てるような活動であれば「福業」である。

　　　・自治体は、団体の活動に疑義があれば、団体の年間の収支決算報告を受け、営利活動でないことを確認する。

（３）　報酬の金額や性質が適当であること

　　・「福業」ではボランティアとして交通費や弁当代を受けるのみならず、団体の収入規模に照らして、また、その業務内容に応じて適正な金額の報酬を受けることができる。なお、節度ある講演料、原稿料などの「謝礼」については受け取ることができる。

　　・自治体は、報酬金額の報告を受け、公務員倫理の観点も踏まえ適正な金額であることを確認することが必要。

（４）　雇用関係がないこと

　　・「福業」では、団体との雇用関係は結ばない。

　　・自治体は、団体との関係に疑義があれば、活動する団体と雇用関係を結んでいない旨の誓約を受ける。

（５）　公務員としての中立公正、品位を保持していること

　　・本務と利害関係のある団体での活動は「福業」とは言えない。公務員としての中立公正、品位を保持することは、次の「飛び出す公務員」を増やすために最低限守るべきルール。

　　・自治体は、団体との関係に疑義があれば、活動する団体が本務と利害関係のある団体ではないことの誓約を受ける。

４　「公務員の福業」を行うにあたって大切にしたいこと

（１）　活動を理解し合うため、また、「公務員の福業」を活発にしていくため、職場内でよく話し合いましょう。

（２）　健康だからこそ「福業」ができます。健康管理にくれぐれも留意しましょう。

（３）　イキイキと「福業」をする姿が、「地域に飛び出す公務員」の仲間を増やすことにつながります。イキイキと楽しくやりましょう！

平成30年11月17日

地域に飛び出す公務員を応援する首長連合

代表　鳥取県知事　平井伸治